

東法連ニュース

2020年
(令和2年)
4・5月号
第410号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

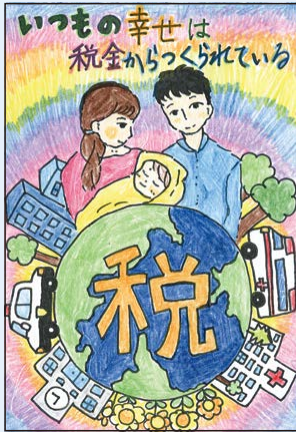
TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp

東京都知事賞
東法連女連協会長賞



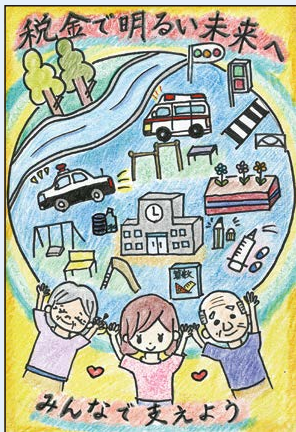
【八王子法人会】識名 空さん(6年生)

優秀賞



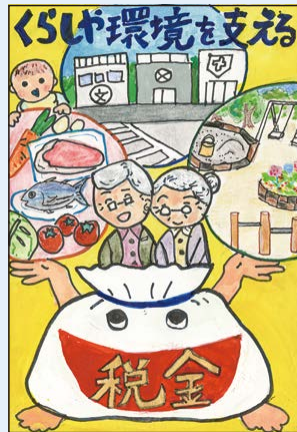
【浅草法人会】鈴木ひなたさん(6年生)

優秀賞



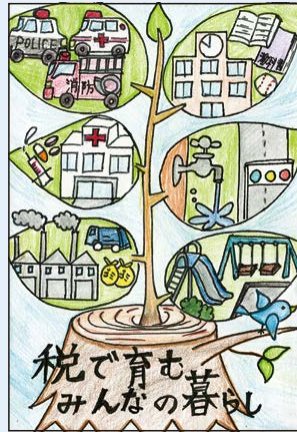
【向島法人会】橋本妃夏乃さん(6年生)

東京国税局長賞
全法連女連協会長賞



【在原法人会】田中美咲紀さん(6年生)

東京都主税局長賞・優秀賞



【日野法人会】佐藤桜来さん(6年生)

優秀賞



【豊島法人会】岩井瑞季さん(5年生)

優秀賞

東法連

「税に関する絵はがきコンクール」 入賞作品決まる

東法連女性部会連絡協議会

東法連女性部会連絡協議会では、東京都の小学生を対象に「令和元年度税に関する絵はがきコンクール」を実施し、令和2年2月に行った選考会において入賞作品を決定した。結果発表と表彰式は全体連絡会議において3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。なお、平成29年度に創設された東京都知事賞に加え、令和元年度は東京国税局長賞と東京都主税局長賞が同時に創設された。

優秀賞



【荻窪法人会】三木悠立さん(6年生)

東京国税局長賞―荏原法人会推薦作品
東京都知事賞―八王子法人会推薦作品
東京都主税局長賞―日野法人会推薦作品

東京国税局長賞及び全法連女連協会長賞には、荏原法人会推薦の田中美咲紀さんの作品が選ばれた。

また、東京都知事賞及び東法連女連協会長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

から東京大学教育学部教授の辻政博氏が選考委員を務めた。

また、東京国税局長賞及び東京都主税局長賞には、八王子法人会推薦の識名空さんの作品。また、優秀賞5作品のうち1作品を東京都主税局長賞とすることとし、日野

令和2年度事業計画・予算
「決議の省略」により承認

東法連理事会

東法連は3月17日開催予定の第4回理事会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったため、決議の省略(定款第32条2項)の手続きを行った。その結果、3月26日、決議事項

は東法連全48会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

の各法人会から推薦された4作品が選ばれた。同コンクールは東法連全48会

令和2年度事業計画・予算等を承認

東法連特退共理事会

公益財団法人東法連特定退職金共済会(小林栄三理事長)は2月26日、全法連会館で第28回理事会を開催し、令和2年度事業計画、同収支予算、資産運用状況および資産運用計画等について承認した。

事業計画では、特退共制度の普及促進を図るため、東法連各法人会の協力等を得ながら、従来にも増した積極的な広報活動および加入推進活動を展開するとしている。

令和2年1月末現在の加入状況は、事業所数4924社、人数3万5675人、口数32万7348口、積立金は441億8千万円あまり(※令和元年11月末現在)となっている。

収支予算では、経常収益として基本財産運用益、特定資産運用益、雑収益あわせて1千330万円、掛金収益39億7千万円、合計39億8千万円あまりを見込んでいく。

令和2年度予算では、経常収益を約2億5400万円としており、ほぼ前年度並みの予算内容である。第8回通常総会の議案は、令和元年度事業報告、決算報告書及び監査報告承認の件である。

令和2年度事業報告、決算報告書及び監査報告承認の件である。

令和2年度事業報告、決算報告書及び監査報告承認の件である。

令和2年度事業報告、決算報告書及び監査報告承認の件である。

東法連 令和2年度事業計画

I 活動の基本方針

全法連が制定した法人会の理念の下、法人会は「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

広報を実施する。

2. 税制に対する調査研究と要望活動の推進

税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、各種施策の検討を進める。また、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、役員一人一社以上の獲得を目標に全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、多様なニーズに応える研修・セミナー

の開催に努める。その際、单位会連携による広域開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。

5. 広報活動の推進

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。このため、全法連と協力3社が令和元年度から2年間実施している福利厚生制度50周年に向けた「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」の推進に積極的に協力することとし、单位会及び協力3社と

の連携強化に努め、福利厚生制度の拡大を目指した推進を図る。

7. 公益事業活動の推進

法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととする。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭におき、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、青年部会連絡協議会、女性部会連絡協議会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

8. 青年部会・女性部会活動の充実

各単位会青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や環境問題(CO2削減問題・節電)について、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

II 主な事業計画(要旨)

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(原則として令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください!
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。



猶予制度の詳細はこちら

